

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する使途状況

平成26年4月1日及び令和元年10月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられました。この引上げ分の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

山江村の令和5年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）・・・・・・・・・・ 43,265千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・・・・・・ 781,853千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

予算区分		令和5年度 予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
款	項		国庫支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費 児童福祉費	612,790	327,259	5,677	29,301	250,553
衛生費	保健衛生費	169,063	25,138	10,550	13,964	119,411
計		781,853	352,397	16,227	43,265	369,964

※ 当初予算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※ 人件費は、予算額から除外しています。